港区の環境リサイクル

令和7年度(2025年度)版 事業概要

港区環境リサイクル支援部

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和 を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わるこ とはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、 生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生 まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港区

目 次

総 説 港区基本構想について	3
港区基本計画について	3 4
環境リサイクル支援部の組織	8
環境リサイクル支援部の主な事務	9
環境清掃費事業別歳出決算額	10
^垛 烧付师貝 丁未 加威山 <u>(</u>),并积	10
環境及び廃棄物処理に関する計画	
港区環境基本計画	15
港区一般廃棄物処理基本計画	20
港区災害廃棄物処理基本方針	22
環境課 環境審議会	25
環境影響調査(環境アセスメント)	
環境影響調査審査会	
	30
	40
公害の規制・指導	<i>1</i> 1
(1) 工場・指定作業場(2) 特定施設(騒音規制法・振動規制法)	
(3) 特定建設作業	
(4) アスベスト(石綿)	
(5) 土壌汚染	
· · · · · · · · ·	
(8)公共用水域放流事業場排水調査(9)地下水揚水施設	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
() -	51
羽田空港の機能強化に関する対応	52
環境調査	E 2
(1) 大気汚染環境総合測定局監視システム	
(2) 光化学スモッグ	
(3) 古川・運河の水質調査	
(4) 運河等の水質調査	
(5) 台場水質調査	
(6) ダイオキシン類調査	
(7) 運河等の臭気調査	
アスベスト対策費助成	68
緑化推進 (1) 結果性性	CO
(1) 緑化推進事業	
(=)	70
(3) みどりの育成	
(4) みどりの普及・啓発	
(5) 自然環境の保全と再生	
(6) 港区みどりの実態調査 ····································	
ハクビシン等対策	84

地球温暖化対策担当

区有施設の二酸化炭素排出量の削減	89
エコプラザ管理運営	91
エコライフ・フェアMINATO	
小・中学生の環境に関する自主研究	
環境にやさしい行動推進	
集合住宅向け省エネ取組支援	97
みなと環境にやさしい事業者会議 (mecc)	
みなとエコ宣言登録	
緑のカーテンプロジェクト	
みなと区民の森づくり	
全国連携による環境学習	
クールルーフ推進	108
創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成	
庁有車の電動車導入推進	112
区内事業所ビルの脱炭素に関する取組の推進	113
建築物低炭素化促進制度	114
新築建築物への省エネルギー機器等設置費補助事業	116
地球温暖化対策報告書制度	118
ヒートアイランド対策貢献建築物認定制度	119
みなとモデルニ酸化炭素固定認証制度	120
みなとモデルニ酸化炭素固定認証制度表彰	
みなと森と水会議	125
再エネ普及促進プロジェクト「MINATO再エネ100」	
「MINATO再エネ100」再エネ電力導入サポート	128
みなとリサイクル清掃事務所 区の清掃施設	
清掃一部事務組合・清掃協議会分担金	
清掃事業普及・啓発	
清掃協力会支援事業	
ごみ排出実態調査	
可燃・不燃ごみの収集	138
粗大ごみの収集・直接持ち込み	····· 140
資源の回収	
きめ細かい清掃事業の展開	
民有地の不法投棄物対策支援事業	
資源持ち去り防止パトロール	
廃棄物処理手数料	150
動物死体の引取り	
優良集積所等表彰制度	
みなとエコショップ表彰制度	
港資源化センターの運営	
プラスチックごみの発生抑制	156
3 R推進事業	
食品廃棄物・食品ロス削減推進事業	
家具のリサイクル展	
障害者就労支援施設との連携によるリサイクルの推進	
大規模建築物の再利用対象物及び廃棄物保管場所等の届出・指導	
事業用大規模建築物に対する排出指導	165
一般廃棄物処理業の許可・指導	167
浄化槽清掃業の許可・指導	168

総説

港区基本構想について

港区基本構想は、自治体の進むべき方向を定めるもので、長期的な展望から港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示しています。

港区基本構想がめざす将来像

かがやくまち (街づくり・環境)

- ・都市ルールの確立
- ・まちの基盤整備
- ・安全・安心な都心づくり
- ・循環型社会づくりへの貢献
 - ・都心環境の整備
- ・環境負荷の少ない都心づくり
 - ・環境意識の向上

21世紀を展望した港区の将来像

やすらぎある 世界都心・MINATO

にぎわうまち (コミュニテイ・産業)

・コミュニテイの形成支援

・コミュニテイ活動の場と機会の確保

- ・地域活動情報の共有化
 - ・産業の育成支援
- ・コミュニテイ・ビジネス等の支援
- ・国際性豊かな文化活動の支援

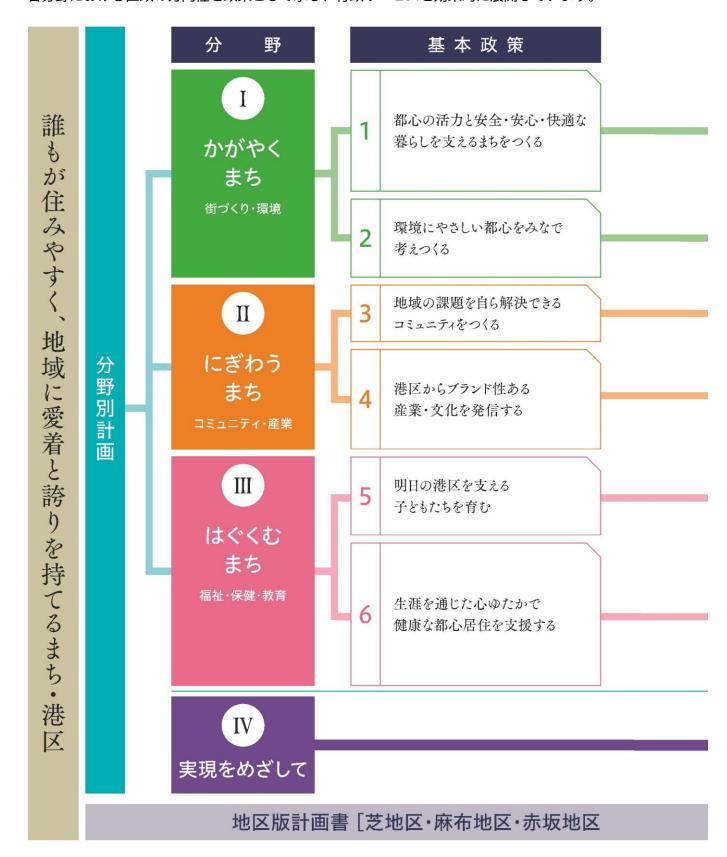
はぐくむまち (福祉・保健・教育)

- ・子どもの「育ち」を支える環境整備
- ・子どもの個性等を生かす学校教育の実施
 - ・子どもの健康を守る体制づくり
- ・高齢者や障害者等の自立した生活の支援
 - ・健やかで安全な暮らしの支援
 - ・自己実現を目指す学習活動の支援
 - ・豊かで多様な文化都市づくり

港区基本計画について

港区基本計画は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を明らかにするものであり、 区政の目標や課題、施策の概要を体系的に示しています。

各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開しています。



政 策

- 1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる
- 2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する
- 3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める
- 4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める
- 5 安全で安心して暮らせる都心をつくる
- 6 持続可能な循環型の都心づくりを進める
- 7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる
- 8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる
- 9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる
- 10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる
- 11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する
- 12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する
- 13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する
- 14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める
- 15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する
- 16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する
- 17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する
- 18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する
- 19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する
- 20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する
- 21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する
- 22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する
- 23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する
- 24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する
- 25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する
- 26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

·高輪地区·芝浦港南地区] 別冊

港区基本計画の政策とSDGSとの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区基本計画において政策や施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsを踏まえて区政を推進しています。

SDGsの17のゴール



目標1 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



目標2 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の 安定確保と栄養状態の改善 を達成するとともに、持続可 能な農業を推進する



目標3 すべての人に健康と 福祉を

あらゆる年齢のすべての人々 の健康的な生活を確保し、福 祉を推進する



目標7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼 でき、持続可能かつ近代的な エネルギーへのアクセスを 確保する



目標8 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包 括的かつ持続可能な経済成長、 生産的な完全雇用およびディー セント・ワーク(働きがいのある 人間らしい仕事)を推進する



目標9 産業と技術革新の基

強靭なインフラを整備し、包 摂的で持続可能な産業化を 推進するとともに、技術革新 の拡大を図る



目標13 気候変動に具体的 な対策を

気候変動とその影響に立ち向 かうため、緊急対策を取る



目標14 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な 開発に向けて保全し、持続可 能な形で利用する



目標15 陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る

港区基本計画の各政策と関連するSDGsのゴール

政策	SDGs
多様な人びとがともに支え合 1 う魅力的な都心生活の舞台を つくる	4 115 T
2 世界に開かれた先駆的で活力 あるまちの基盤を整備する	3 and 4 miles 5 miles 6 miles 9 miles 13 miles 15 miles 17 miles 18 miles
3 快適な暮らしを支える交通ま 5 がくりを進める	3 mm / 7 mm / 17 mm / 17 mm / 18 mm / 17 mm / 18 mm /
4 自助・共助・公助により災害に 強い都心づくりを進める	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
5 安全で安心して暮らせる都心 をつくる	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
6 持続可能な循環型の都心づくりを進める	2 ···· 3 ····· 3 ····· 4 ····
7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	3 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
環境に対する意識を高め、健 8 康で快適に暮らせる生活環境 をつくる	3 Series 4 125 cm
9 参画と協働により地域を支え る多様なコミュニティをつくる	A I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
10 豊かな国際性を生かした多文 化共生社会をつくる	3 accept 4 form 10 officer 16 finish 17 when
11 伝統と最先端技術が融合した 区内産業を支援する	4 ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ±
12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する	4 2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
13 港区ならではの魅力を生かし た都市観光を展開する	8 1111 12 1111 17 ATTACKET WEST

SDGsとは

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標から構成されています。環境問題や貧困問題など世界が直面する課題の解決に向けて、先進国・発展途上国を問わず全ての加盟国が目標の達成をめざしています。SDGsはSustainable Development Goalsの略称です。



目標4 質の高い教育をみん

すべての人々に包摂的かつ公 平で質の高い教育を提供し、 生涯学習の機会を促進する



目標5 ジェンダー平等を実

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



目標6 安全な水とトイレを 世界中に

すべての人に水と衛生へのア クセスと持続可能な管理を確 保する



目標10 人や国の不平等をな くそう

国内および国家間の格差を是



目標11 住み続けられるまち づくりを

都市と人間の居住地を包摂 的、安全、強靭かつ持続可能 にする



目標12 つくる責任つかう責任

持続可能な消費と生産のパ ターンを確保する



目標16 平和と公正をすべて の人に

持続可能な開発に向けて平和で包 摂的な社会を推進し、すべての人に 司法へのアクセスを提供するととも に、あらゆるレベルにおいて効果的 で責任ある包摂的な制度を構築する



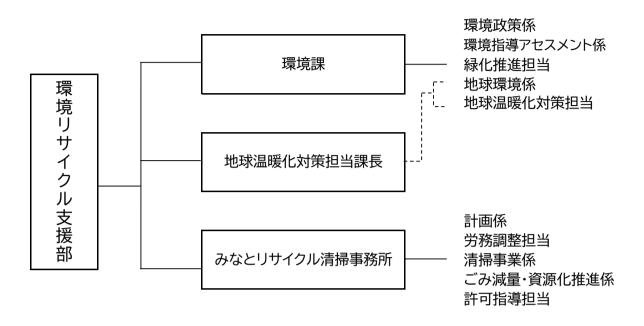
目標17 パートナーシップで 目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施 手段を強化し、グローバル・ パートナーシップを活性化する





環境リサイクル支援部の組織(令和7年4月1日現在)



		部長級	課長級	係長級	係員	計
	環境政策係	1	1	1	4	7
	環境指導アセスメント係			2	4	6
環境課	緑化推進担当			1(1)	3	4(1)
	地球環境係			1	4	5
	地球温暖化対策担当			1	5	6
地球温暖化対策担当課長			1			1
	計画係		1	2(1)	5	8(1)
7. 4.1.11.11. 7.4.11	労務調整担当			1		1
みなとリサイクル 清掃事務所	清掃事業係			1	101	102
16311 37777	ごみ減量・資源化推進係			2(1)	9	11(1)
	許可指導担当			1		1
	計	1	3	13(3)	135	152(3)

^{※()} は兼務職員で内数。 ※部長は部庶務担当係、課長は各課庶務担当係に含めています。 ※暫定再任用職員を含みます。

環境リサイクル支援部の主な事務

環境課、地球温暖化対策担当

環境政策係	環境に係る企画、計画及び調整に関すること。港区環境審議会に関すること。環境美化推進の支援に関すること。部の予算及び決算に関すること。部の調整及び管理運営に関すること。
環境指導アセスメント係	環境関係法令に基づく規制及び指導に関すること。環境及び公害の 苦情処理及び相談の支援に関すること。環境に係る調査及び監視等 に関すること。環境影響評価に関すること。
緑化推進担当	自然環境の保全に関すること。緑化推進事業の計画及び調整に関すること。公共及び民間緑化の推進に関すること。
地球環境係	地球環境負荷低減に関すること。環境の普及啓発の支援に関すること。環境情報の収集及び提供に関すること。ヒートアイランド対策 の推進に関すること。エコプラザに関すること。
地球温暖化対策担当	地球温暖化対策に係る企画、計画及び調整に関すること。脱炭素化 推進に関すること。省エネルギーの取組の促進に関すること。国産 木材の利用の促進に関すること。環境マネジメントシステムに関す ること。

みなとリサイクル清掃事務所

グなこうフィフル月市手術	
計画係	清掃事業に係る企画、調査及び調整に関すること。廃棄物処理の基本方針に関すること。東京二十三区清掃一部事務組合等との連絡調整に関すること。所及び清掃関連施設の維持管理に関すること。職員の給与、服務、福利厚生その他人事に関すること。文書類の収受、配布、発送及び保存に関すること。廃棄物処理手数料に関すること。廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。清掃協力会に関すること。
労務調整担当	労務調整に関すること。労務管理に関すること。その他清掃事業の 調整に関すること。
清掃事業係	廃棄物及び資源の収集及び運搬に関すること。廃棄物及び資源の収 集作業計画等に関すること。清掃関連施設の運営及び計画に関する こと。廃棄物の処理量の算定に関すること。廃棄物処理手数料の減 額及び免除に関すること(計画係に属するものを除く。)。動物の 死体処理に関すること。大規模建築物の廃棄物及び資源の保管場所 等に関すること。作業の統計に関すること。自動車の運営管理及び 修理に関すること。自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関 すること。自動車運行の統計に関すること。作業用燃料の管理に関 すること。所の労働安全衛生に関すること。その他清掃作業に関す ること。
ごみ減量・資源化推進係	ごみの発生抑制、再使用及び再生利用に関すること。分別収集計画 に関すること。資源の分別回収及び集団回収に関すること。資源の 持ち去りの防止に関すること。資源化センターに関すること。プラ スチック資源の循環に関すること。食品ロスの削減の推進に関する こと。廃棄物処理の許可及び指導に関すること。
許可指導担当	大規模排出事業者等の排出指導に関すること。一般廃棄物処理業の 許可及び指導に関すること。し尿及び浄化槽に係る指導に関するこ と。

令和6年度 環境清掃費事業別歳出決算額

単位:円

項	目	中事業	小事業	決算額
環境	費			1, 531, 128, 249
	環境	総務費		1, 429, 967, 175
		職員人作	牛費	222, 291, 601
			一般職員	222, 291, 601
		多様なん	人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる	468,000
			環境影響評価	468,000
		人や生物	物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	403, 178, 290
			泳げるお台場の海創生事業	51, 626, 778
			緑化指導	2, 018, 052
			緑化助成	2, 940, 000
			特別保護樹木・樹林の指定	104, 000
			芝地区保護樹木・樹林助成	1, 385, 386
			麻布地区保護樹木・樹林助成	1, 646, 241
			赤坂地区保護樹木・樹林助成	1, 261, 880
			高輪地区保護樹木・樹林助成	2, 053, 940
			芝浦港南地区保護樹木・樹林助成	244, 570
			麻布地区親子でエコっとプロジェクト	2, 026, 746
			高輪地区高輪みどりでつながるプロジェクト	4, 556, 670
			芝浦港南地区ベイエリアみどりでつなぐプロジェクト	3, 436, 514
			生物多様性推進事業	20, 055, 056
			ハクビシン等対策	789, 920
			みどりの活動員活動支援	182, 897
			集合住宅向け省エネ取組支援	6, 303, 000
			区内事業者の脱炭素加速化事業	6, 930, 000
			創エネルギー・省エネルギー機器等助成	178, 240, 400
			庁有車の電動車導入推進	40, 744, 185
			「MINATO再エネ100」再エネ電力導入サポート事業	371, 438
			建築物低炭素化促進	12, 597, 000
			区有施設のガス脱炭素化推進事業	1, 300, 000
			区有施設のエネルギー自給率向上推進	8, 349, 000
			環境率先実行計画推進	13, 668, 050
			地球温暖化等対策基金利子積立金	194, 799
			みなとモデル森林整備促進	30, 987, 042
			みなと森と水会議	3, 339, 280
			緑のカーテンプロジェクト	5, 825, 446
		環境に対	付する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	804, 029, 284
			環境課運営	2, 170, 926
			環境審議会	518, 798
			みなと環境にやさしい事業者会議	7, 030, 000
			みなとタバコルール推進	441, 573, 950
			芝地区みなとタバコルール推進	71, 945, 244
			麻布地区みなとタバコルール推進	9, 633, 241
			赤坂地区みなとタバコルール推進	35, 549, 328
			高輪地区みなとタバコルール推進	15, 452, 800

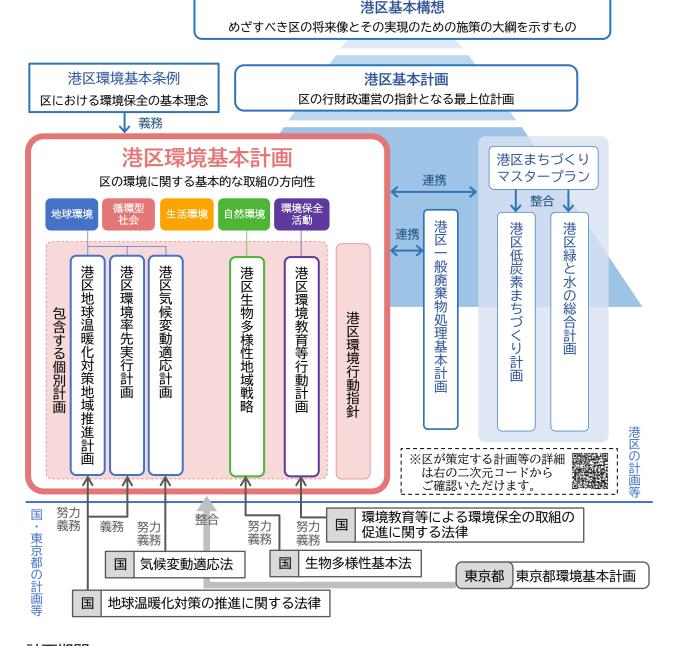
項	目	中事業	小事業	決算額
			芝浦港南地区みなとタバコルール推進	54, 970, 588
			環境美化啓発	1, 167, 188
			芝地区環境美化啓発	1, 815, 000
			麻布地区環境美化啓発	113, 344
			赤坂地区環境美化啓発	47, 850
			高輪地区環境美化啓発	52, 624
			芝浦港南地区環境美化啓発	23, 948
			芝地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業	18, 387, 165
			麻布地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業	10, 839, 840
			赤坂地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業	6, 039, 000
			飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	807, 349
			みなと区民の森づくり	31, 566, 647
			全国連携による環境学習	1, 244, 156
			環境にやさしい行動推進	1, 773, 575
			エコプラザ管理運営	81, 132, 925
			芝地区工コ芝教室	630, 641
			お台場ふるさとの海づくり	3, 477, 650
			環境保全啓発	6, 065, 507
	公害	対策費		101, 161, 074
		環境に対	付する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	101, 161, 074
			芝地区環境改善	0
			麻布地区環境改善	0
			赤坂地区環境改善	0
			高輪地区環境改善	0
			芝浦港南地区環境改善	0
			公害防止指導	61, 387, 267
			芝地区公害防止指導	809, 950
			麻布地区公害防止指導	67, 389
			赤坂地区公害防止指導	296, 296
			高輪地区公害防止指導	0
			芝浦港南地区公害防止指導	0
			アスベスト対策	2, 162, 000
			環境監視施設維持管理	16, 638, 172
			環境測定調査分析	6, 457, 000
			台場水質調査	1, 298, 000
			航空機騒音測定調査	12, 045, 000

項	目	中事業	小事業	決算額
清掃	費			5, 664, 181, 991
	清掃	管理費		2, 928, 049, 592
		職員人作		957, 670, 129
			一般職員	957, 670, 129
		持続可能	能な循環型の都心づくりを進める	1, 970, 379, 463
			麻布地区清掃事業普及・啓発	9,000
			赤坂地区清掃事業普及・啓発	12,000
			清掃事業普及・啓発	8, 794, 320
			食品廃棄物・食品ロス削減推進事業	6, 217, 230
			マイボトル普及啓発	2, 627, 900
			みなとリサイクル清掃事務所運営	4, 989, 075
			清掃一部事務組合・清掃協議会分担金	1, 929, 279, 000
			清掃車両等運営	18, 450, 938
	廃棄	物対策費		1, 152, 824, 175
		持続可能	能な循環型の都心づくりを進める	1, 152, 824, 175
			大規模事業所ごみ排出指導	18, 413, 316
			廃棄物処理手数料	30, 562, 448
			可燃ごみ・不燃ごみ収集	781, 516, 608
			粗大ごみ収集	301, 661, 153
			動物死体処理	18, 812, 200
	\ 		不法投棄処理	1, 858, 450
	清掃事			200, 825, 018
		持続可能	能な循環型の都心づくりを進める	200, 825, 018
			安全衛生管理	9, 184, 771
			作業連絡所維持管理	384, 091
			新堀中継所維持管理	1, 456, 558
			芝浦作業所維持管理	67, 290, 467
	1144	7 5 11 ±	みなとリサイクル清掃事務所維持管理	122, 509, 131
		イクル教		1, 382, 483, 206
			能な循環型の都心づくりを進める 加表しピックスップリサック	1, 382, 483, 206
			拠点・ピックアップリサイクル	73, 467, 190
			資源回収	549, 583, 298
			リサイクルを通じた障害者の就労支援 芝地区リサイクル団体助成	3, 242, 360
			支地区リッイグル団体助成 麻布地区リサイクル団体助成	5, 303, 695 4, 450, 157
			赤坂地区リサイクル団体助成 赤坂地区リサイクル団体助成	4, 450, 157
			高輪地区リサイクル団体助成 高輪地区リサイクル団体助成	9, 188, 050
			高輪地区グライブル団体助成 芝浦港南地区リサイクル団体助成	11, 189, 548
			リサイクル活動	45, 677, 094
			3 R推進事業	5, 041, 301
			資源リサイクル	35, 948, 928
			ペットボトル回収	107, 621, 365
			グラファイン でからない できます できます できます できます できます できます できます できます	203, 554, 758
			資源化センター管理運営	323, 944, 471
			貝/小川 にノノ 日任圧占	323, 344, 471

環境及び廃棄物処理に関する計画

港区環境基本計画

港区環境基本計画は、区の総合計画である「港区基本計画」の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、「港区まちづくりマスタープラン」、「港区緑と水の総合計画」などの関連する計画との整合を図りつつ、環境関連計画の総合的な計画として、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。また、環境分野の個別計画及び「港区環境基本条例」第8条に基づく「港区環境行動指針」を含みます。



計画期間

令和6年度~令和8年度(2024年度~2026年度)

めざす環境像

多様な暮らし・活気・自然が調和する持続可能な都市 みなと ~私たちが築く地球の未来~

個別計画の位置付け

本計画に包含する各個別計画の位置付けは、以下のとおりです。

なお、個別計画に関連する現状と課題の分析、取組ごとの事業予定又は取組の概要等の詳細は、「港区環境基本計画 令和5 (2023) 年度改定版 (別冊)」にまとめています。

	区内で排出される温室効果ガスのうち、最も多くを占
	める二酸化炭素を削減する施策を講じるために策定す
港区地球温暖化対策	るものです。「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以
地域推進計画	下「温対法」といいます。) 第 21 条に基づき、市町村が
	策定するよう努めるものとされている「温室効果ガスの
	排出の量の削減等を行うための施策」に該当します。
	「港区環境基本条例」に基づき、区が一事業者とし
	て事務事業に係る環境配慮への取組を率先して実行
	し、温室効果ガス(二酸化炭素)を削減するために策定
港区環境率先実行計画	するものです。
	温対法第 21 条に基づき、都道府県及び市町村に策定
	が義務付けられている「温室効果ガスの排出の量の削
	減等のための措置に関する計画」に該当します。
	「気候変動適応法」第 12 条に基づき、市町村が策定
港区気候変動適応計画	するよう努めるものとされている「地域気候変動適応
	計画」に該当します。
	「生物多様性基本法」第 13 条に基づき、都道府県及
 港区生物多様性地域戦略	び市町村が定めるよう努めなければならないとされて
	いる「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関す
	る基本的な計画」(生物多様性地域戦略)に該当します。
	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する
	法律」第8条に基づき、市町村が作成するよう努める
港区環境教育等行動計画	ものとされている「環境保全活動、環境保全の意欲の
	増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動
	計画」に該当します。

基本目標

めざす環境像の実現に向け、本計画が対象とする範囲に示した分野に対応した5 つの基本目標を定め、施策・取組を推進します。

基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応による安全・安心なまち

気候危機とも呼べる気候変動を強く認識し、直面している気候危機に立ち向かう行動を区民、事業者をはじめ、国や東京都とも連携して進め、令和 32 (2050) 年までに区内の温室効果ガス(二酸化炭素)の排出実質ゼロを達成し、「脱炭素社会」の実現に貢献するとともに、更なる激甚化等が予想されている気候変動による影響への適応を進め、安全に安心して快適に暮らし働くことのできるまちの実現をめざします。

基本目標2 ごみを減らして資源が循環するまち

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、様々な環境問題を引き起こしています。区民、事業者自身が「ごみの排出者」としてこれらの問題の原因をつくっているという認識を共有し、ごみを減らす、排出ルールを守るという責任ある行動を促していくことで、ごみを減らして資源が循環するまちの実現をめざします。

基本目標3 健康で快適に暮らせるまち

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質への対策を適切に行うとともに、開発事業等のまちづくりにおける周辺の生活環境への配慮を促すこと、区民、事業者等と協働して地域の環境美化活動に取り組むことで、誰もが健康で快適に暮らせるまちの実現をめざします。

基本目標4 水と緑のうるおいと生物多様性の恵みを大切にするまち

2,000 種以上もの多様な生きものがすむ大小様々な緑と水辺をつなぐエコロジカルネットワークを形成しながら、住む人、働く人、訪れる人、生きものがともに快適に過ごすことのできる、水と緑のうるおいと生物多様性の恵みを大切にするまちの実現をめざします。

基本目標5 環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまち

現在生じている様々な環境問題による負荷を次世代に残すことなく、良好な環境を引き継いでいくため、環境教育、環境学習を通じて一人ひとりの意識を高め、環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまちの実現をめざします。

めざす 環境像	基本目標	施策
	地球環境	港区地球温暖化対策地域推進計画、港区環境率先実行計画 2050 年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の推進
多様な暮らし・活気・自然が調和する	基本 脱炭素社会の実現と 目 気候変動への適応に 標 よる安全・安心なまち	施策2 広域的な連携による脱炭素化の推進
		施策3 各主体に合わせたアプローチ 港区気候変動適応計画
気 i		施策4 気候変動への適応による都市のレジリ エンス強化、安全・安心なまちづくり
然 	循環型社会 基	施策5 区民の生活スタイルを考慮した3R の取組の促進
和する	_ 本 目 で 資源が循環するまち	施策6 事業環境の変化に対応した資源循環 の推進
	2	施策7 適正な廃棄物処理による社会基盤の 構築
持続可能な都市	生活環境 基本 健康で快適に 暮らせるまち	施策8 良好な生活環境の確保
な都書		施策9 まちづくりにおける環境配慮の促進
		施策 10 環境美化活動の推進 施策 11 古川、運河、お台場の海の水質改善
みなと、	自然環境	施策 11 占州、運河、お占場の海の小貝以各 施策 12 水辺空間と水循環系の保全、再生
〉 私 た	基本 水と緑のうるおいと 目 生物多様性の恵みを	施策 13 豊かで質の高いみどりの保全、創出
ちが築	標 4 大切にするまち	港区生物多様性地域戦略 - 施策 14 生物多様性の理解と浸透
**(地	環境保全活動	施策 15 生物多様性の保全、再生
~私たちが築く地球の未来~	基本環境保全に取り組む	港区環境教育等行動計画 施策 16 環境教育等による環境保全意識の向上
来 {	- 目 人がつながり行動を 標 広げるまち 5	施策 17 協働による環境保全活動の推進

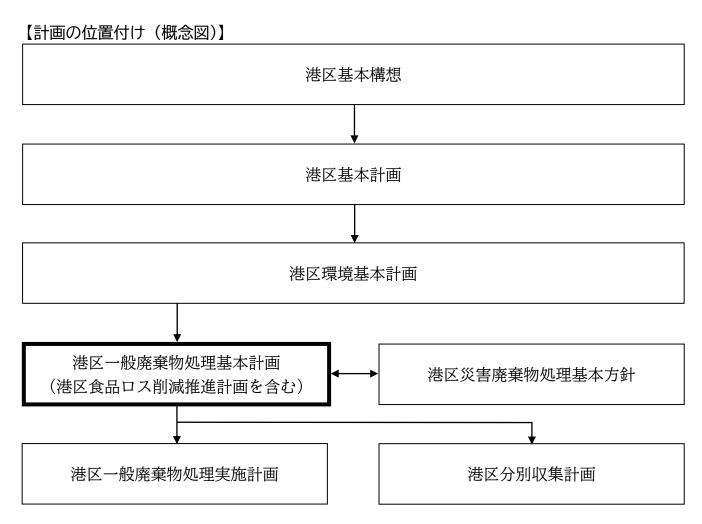
取組	関連する SDGs のゴール	
建築物の省エネルギー化とエネルギー利用	4 55/** 1 2 4 5 5 7 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	
 ● 国産木材の活用促進 ● 全国連携による再生可能エネルギー導入 ② 森林整備による二酸化炭素の吸収 ● 職場や家庭における省エネルギー行動の促進 ● 水素エネルギーの普及促進 ② 創エネルギー・省エネルギー機器等導入促進 ② ごみの排出抑制と資源化の促進 	8 final 9 final	
● 自然災害のリスク軽減② 健康への影響に関する普及・啓発	15 States 17 States 25 Sta	
 ① プラスチックの資源循環とリサイクル手法の刷新 ② 集団回収の促進 ⑤ 資源回収の拡大 ⑤ 普及・啓発と環境学習の充実 ① 事業用大規模建築物の自己処理責任の強化 ② 拡大生産者責任の強化 	2 500 8 50000 4 50000 	統合的
② 事業者に対する適切な指導と普及・啓発 ③ 少量排出事業者の自己処理責任の強化 ① 地域特性に応じた収集サービスの展開 ② 港資源化センターを活用した資源循環のPR	12 mil 13 mil 14 mil 15	統合的課題解決に向けた施策の展開
 ● 非常時及び災害時の対応力強化 ● 良好な大気環境の保全 ● アスベスト対策の推進 ● アスベスト対策の推進 ● 有害化学物質等への対策の推進 	3 141144 -44/\$•	に向けた施
環境アセスメントの推進環境に配慮した適切なまちづくりの誘導清潔できれいなまちの実現に向けた取組の推進みなとタバコルールの推進	11 states 12 states 12 states	能策の展開
● 古川の水環境改善② お台場の海及び運河の水質改善		(第4章
 ● 親水空間の充実 ② 健全な水循環系の保全、再生 ● 区民との協働によるみどりの保全、創出と ● 民有地における多様な緑化の推進 普及・啓発 ② 民有地における多様な緑化の推進 	3 14.000 -Av - 4 100 mm	更
● 生物多様性の普及・啓発② 生物多様性の普及・啓発② 生物多様性の学びをとおした環境学習の推進	M section Signature of the section o	
 ● ビオトープづくりとエコロジカルネットワーク ② 外来種の侵入、拡散の防止の形成 ② 生物多様性、自然環境に関する調査 ② 生きものに配慮したまちづくりの推進 	8	
● 環境教育の推進と人材育成② 環境情報の発信と環境保全意識の向上	12 months 12 months 12 months 13 months 15 mon	
● 環境保全活動の推進② 区民や事業者等の活動支援	17 min 22	

港区一般廃棄物処理基本計画

計画の位置付け

港区一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、区市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ・生活排水処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものです。また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項に定める「港区食品ロス削減推進計画」を包含しています。

そのほか、港区一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「港区一般廃棄物処理実施計画」、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示す「港区災害廃棄物処理基本方針」、容器包装廃棄物の分別収集及び地域における容器包装廃棄物の3Rの推進について、区民・事業者とともに取り組む方針を示す「港区分別収集計画」との整合を図っています。



計画期間

令和3年度~令和14年度

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 食品ロスの削減の推進に関する法律 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

【港区一般廃棄物処理基本計画の施策体系】

基本理念 環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会形成への 統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します

基本方針1 区民の参画 と協働による3Rを推進 します 基本方針2 事業者の社 会的責任に基づく廃棄物 の発生抑制と資源循環を 促進します 基本方針3 安全・安心 な区民生活を支え続ける 適正で効率的な廃棄物処 理を実践します

はロがみざま 12 の料店日標		(実績値)	目標値		
港区がめざす 12 の数値目標 	単位	(令和元年度)	中間年度 (令和8年度)	最終年度 (令和 14 年度)	
	年間量	t/年	179, 221	164, 500	151, 800
1 総排出量	一人1日当たりの量	g/人・日	1,880.6	1,583	1,313
2 区収集可燃ごみ量	年間量	t/年	50, 665	41,300	33, 200
2 四次来与別でいま	一人1日当たりの量	g/人・日	531.6	397	287
3 可燃ごみへの資源混入割合		%	25. 7	24	21
4 舎口口フ窓仕具	年間量	t/年	5, 287	3,800	2,600
4 食品ロス発生量	一人1日当たりの量	g/人・日	55. 5	37	22
5 プラスチック排出量	年間量	t/年	12, 658	12, 100	11,600
3 フラベアラフ排山里	一人1日当たりの量	g/人・日	132.8	116	101
6 資源化率		%	29.3	40	50
7 資源回収量	年間量	t/年	22, 353	30,100	36,700
/ 負你四次里	一人1日当たりの量	g/人・日	234. 6	289	317
8 集団回収による資源回収量	年間量	t/年	5, 643	6,800	7,700
0 未団匠状による貝脈凸状里	一人1日当たりの量	g/人・日	59. 2	65	67
9 ごみと資源の分別状況		%	39. 7	53	65
10 持込ごみ量		t/年	103, 020	90,100	79,000
11 再利用計画書上の再利用率			紙類:60.0	紙類:66	紙類:72
11 丹利用計画者工以丹利用率		%	厨芥類:14.0	厨芥類:20	厨芥類:25
12 温室効果ガスの排出量		t-C02/年	22, 372	18,300	14, 900

目標達成に向けた取組						
1	事業系ごみの発生抑制	5	持続可能な集団回収制度の構築			
2	プラスチックの使用抑制と資源循環	6	安全・安心・便利な清掃事業の運営と 収集サービスの改善			
3	食品ロスの削減	7	災害等への対応力の向上			
4	資源回収の拡大	8	効果的な普及・啓発と環境学習の充実			

港区災害廃棄物処理基本方針

方針の位置付け

港区災害廃棄物処理基本方針は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合 的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、地方公共団体が策定するものとす る災害廃棄物処理計画です。関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的 な考え方や処理方法等を示すものです。

処理方針

災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆 衛生と環境保全を確保するため、次の災害廃棄物の処理方針を踏まえ、具体的な取組を進めま す。災害が発生した場合は、この処理方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、速や かに処理方針を定め、廃棄物の処理に当たっては、分別や感染症対策を徹底した上で実施しま す。なお、災害廃棄物は本来、所有者財産であることから、処理を進める際は被災者の立場・ 心情に十分配慮します。

災害廃棄物の処理方針

処理方針1 適正かつ迅速な処理

区民の生活再建の早期実現を図るため、 時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速 入、搬出作業において周辺住民や処理従事者 な処理を行います。区は、処理期間を定め、 広域での処理が必要な場合は、東京都と協力 して周辺や広域での処理を進めます。

処理方針2 リサイクルの推進

徹底した分別・選別により可能な限り再生 利用を推進し、埋立処分量の削減を図ります。 再資源化したものは復興資材として有効活用 します。

処理方針3 環境に配慮した処理

災害時においても周辺環境に配慮し、適正 処理を推進します。また、災害廃棄物処理に 要する期間は長期に及ぶ可能性もあるため、 可能な限り、脱炭素に配慮した処理を推進し ます。

処理方針4 衛生的な処理

生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優 先とします。災害廃棄物については、有害性 や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いもの から迅速に撤去及び処理を進めます。

計画策定

令和4年3月

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

処理方針5 安全作業の確保

住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬 の安全の確保を徹底します。

処理方針6 経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で 最大の効果が見込める処理方法を選択します。

処理方針7 関係機関等との協力・連携

早期の復旧・復興を図るため、国、東京都、 他区市町村、東京二十三区清掃一部事務組合、 関連機関・関係団体、災害ボランティア等と協 力・連携して処理を推進します。